

# 正しく判定！ 法人税の損金算入・不算入

## 第11回 長期未回収の売掛金の損失処理は？

公認会計士・税理士 溝端 浩人  
税理士 松本 栄喜



私は甲社を経営している社長です。今期は業績が上向いてきており、何とか利益を計上できそうです。そこで、長期にわたって未回収となっている売掛金があるので、損失計上をしようと思っています。どのような処理をすればよいのでしょうか？



利益の計上状況に関わらず、会計上、金銭債権について取立不能のおそれがある場合\*には、取立不能見込額を貸倒引当金に計上しなければなりません（中小企業の会計に関する指針）。

しかし、法人税法上は、中小法人等の一定の法人を除き、貸倒引当金の繰入れを行って費用処理したとしても損金算入が認められないため、税務対策を考えるのであれば、対象法人の範囲や損金算入限度額についての十分な理解が必要となります。

\* 「取立不能のおそれがある場合」とは、債務者の財政状態、取立のための費用及び手続の困難さ等の要素を総合的に判断したときに回収不能のおそれがある場合をいいます。

### 解説

#### 1 法人税法上の貸倒引当金の適用法人

法人税法上の貸倒引当金制度の適用を受けられる法人は、中小法人等\*、銀行、保険会社、リース会社等に限定されています。

\* 資本金の額等が1億円以下の法人等（資本金の額等が5億円以上の法人等の100%子法人等を除く）をいいます。

#### 2 貸倒引当金の繰入限度額

会社が期末に有する金銭債権を個別評価金銭債権と一括評価金銭債権に区分し、それぞれの区分ごとに貸倒引当金の繰入限度額を計算します。なお、繰入限度額を超える部分は、損金に算入することができません。

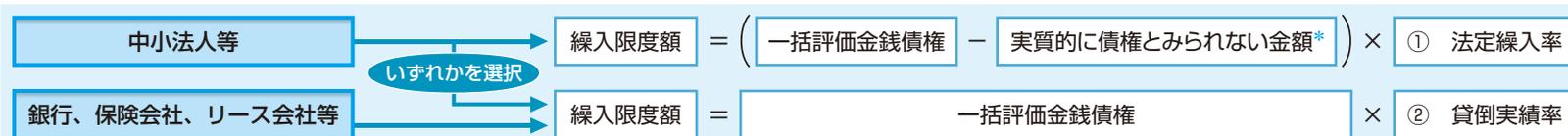
##### (1) 個別評価金銭債権と繰入限度額

債務者に次の事実が生じている場合には、各債務者ごとに貸倒引当金の繰入限度額を計算します。

区分	債務者における事実	繰入限度額
長期棚上げによる場合	① 更生計画認可の決定 ② 再生計画認可の決定 等	その事実が生じた事業年度終了の日後5年以内に弁済されない金額
債務超過状態の継続等による場合	金銭債権の債務者につき、債務超過の状態が相当期間（概ね1年以上）継続し、事業好転の見通しが無いこと 等	取立て等の見込みがないと認められる金額 等
形式基準による場合	① 更生手続開始の申立て ② 再生手続開始の申立て ③ 破産手続開始の申立て ④ 手形交換所・電子債権記録機関において取引停止処分を受けた場合 等	その金銭債権（実質的に債権とみられない金額を除く）の50%相当額

##### (2) 一括評価金銭債権と繰入限度額

一括評価金銭債権については、以下の算式により繰入限度額を計算します。



\* 実質的に債権とみられない金額とは、同じ相手先に対して、売掛金と買掛金等のような債権・債務を有する場合の債権の金額と債務の金額のいずれか少ない金額をいいます（過去の実績割合で計算する方法（簡便法）の採用も認められます。）。

① 法定繰入率…繰入率は、業種別に定められています。

業種	卸売業・小売業 (飲食店業等を含む)	製造業 (電気業等を含む)	金融・保険業	割賦販売小売業・ 割賦購入斡旋業	その他の事業
法定繰入率	$\frac{10}{1000}$	$\frac{8}{1000}$	$\frac{3}{1000}$	$\frac{13}{1000}$	$\frac{6}{1000}$

② 貸倒実績率…貸倒実績率は以下の算式による過去3年間の平均貸倒実績率によります。

$$\text{貸倒実績率} = \frac{\text{分母の各事業年度における貸倒損失等の合計額} \times \frac{12}{\text{各事業年度の月数の合計数}}}{\text{当期前3年以内に開始した各事業年度末における一括評価金銭債権の帳簿価額の合計額} \times \frac{1}{\text{各事業年度の数}}} \quad (\text{小数点以下4位未満切上げ})$$

#### 著者紹介



みぞぼた ひろと  
溝端 浩人（公認会計士・税理士）  
朝日監査法人（現有限責任あすさ監査法人）にて実務を経験後、平成4年3月に溝端公認会計士事務所開業。株式会社コンサルティング・モール代表取締役。  
【事務所】大阪市天王寺区（谷町九丁目）



まつもと ひでき  
松本 栄喜（税理士）  
大原簿記専門学校税法講師を経て、妙中公認会計士事務所にて実務を経験後、平成18年に税理士事務所開業。税理士法人松本会計事務所代表。  
【事務所】大阪市淀川区西中島

#### 著書

「図解・業務別 会社の税金実務必携」(共著)他

